

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 20 日

株主及び登録株式質権者各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 9 番 5 号
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
代表取締役社長 相浦 一成

当社は、平成 20 年 8 月 18 日開催の当社取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下「決済合理化法」といいます。）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）に関して、当社が発行する普通株式を振替機関である株式会社証券保管振替機構が取り扱うことについて同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項の定める通知対象株主等（株券等保管振替制度を利用されていない株主様及び登録株式質権者様）のために当社が口座（特別口座）開設の申出を行い、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。

名 称 東京証券代行株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項（開設した特別口座及び当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項）を通知いたします。

なお、決済合理化法施行に際して、通知対象株主等以外の、株券等保管振替制度をご利用されている株主様及び登録株式質権者様につきましては、同法附則第 7 条の定めにより、施行日において、お取引証券会社等の口座に当社普通株式が記載または記録されます。

以 上

（注）

「特別口座」とは、株券電子化制度施行に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主様及び登録株式質権者様の権利を保護するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主様名義で開設する口座をいいます。